

令和4年3月22日

NPO 法人加古川総合スポーツクラブ
会 員 各 位

「まん延防止等重点措置実施期間」解除後の 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応について

NPO法人加古川総合スポーツクラブ
理事長 福田 幸夫

時下、平素は法人諸活動及びエリアクラブ運営にご尽力いただきありがとうございます。
さて、3月22日に国から新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法(新型コロナ特措法)に基づき兵庫県に発令された「まん延防止等重点措置実施期間」が解除されました。

つきましては、NPO 法人加古川総合スポーツクラブとして「新型コロナウイルス感染症」感染防止対策を徹底したうえで、通常通りの活動とします。

記

1. 適応期間について

令和4年3月22日(火)～

2. 開設スポーツ活動について

感染防止対策を徹底したうえで、通常通りの活動とする。

3. 会員の感染拡大防止への対応について

「スポーツを楽しむ環境を維持するために」会員として留意すべきこと

- ・活動中も可能な限りマスクを着用する
- ・三つの密を避ける
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する
- ・イベント中に大きな声で会話、応援等をしない
- ・体調がよくない場合は(発熱、咳、咽頭痛などを症状がある場合)自主的に参加を見合わせる

4. 連絡・問合せ先

NPO法人加古川総合スポーツクラブ事務局 電話:079-456-4343

※平日9時～17時、2・4土曜日は9時～12時は開所しています。

※日・祝、1・3土曜日は閉所しています。